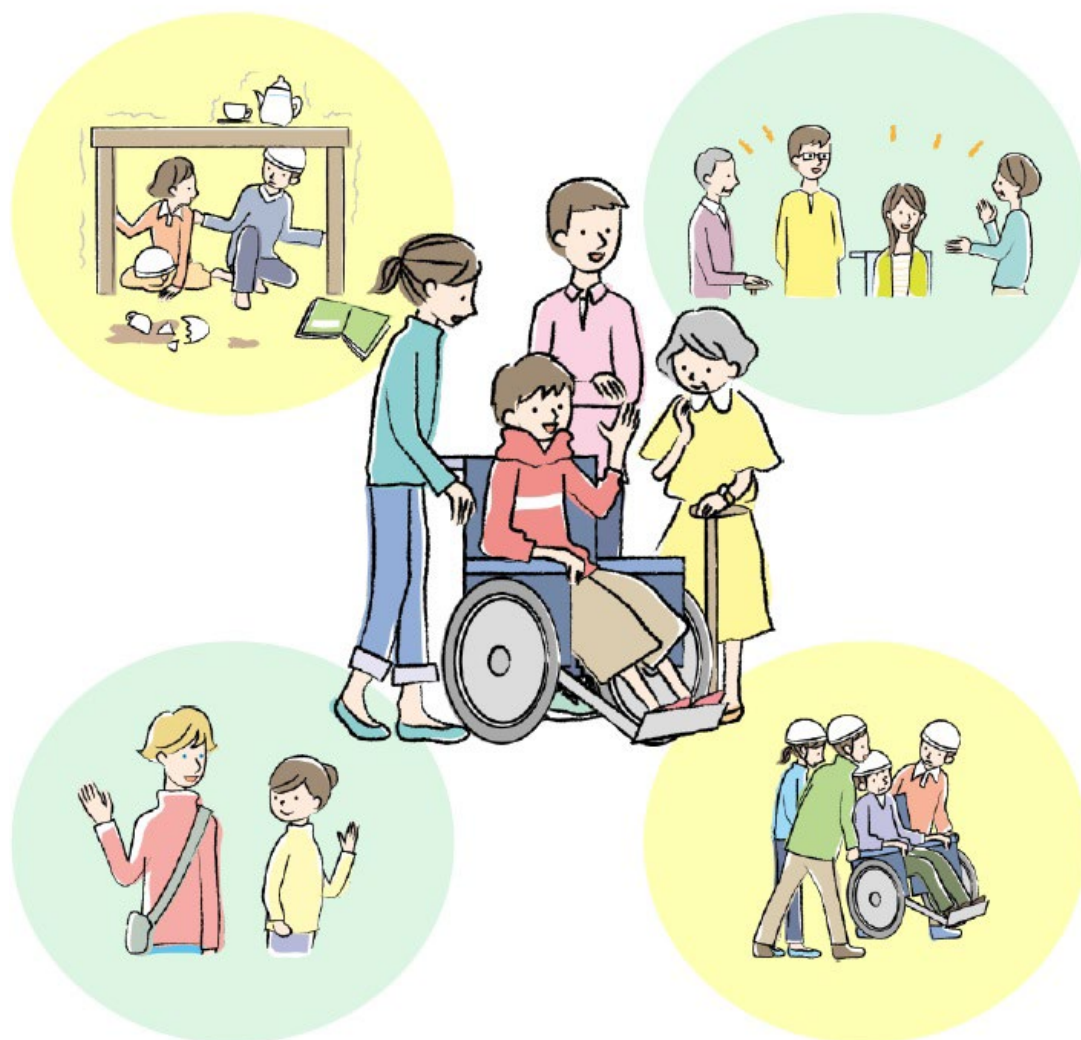


# 南区災害時要援護者支援 区の名簿の受領・活用の手引き



令和5年8月

南区役所

# 目次

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| <b>災害時要援護者支援に関する参考情報・お問合せ先一覧</b> | P.3  |
| <b>1 災害時要援護者支援とは？</b>            |      |
| (1) 災害時要援護者支援とは？                 | P.4  |
| (2) 災害時要援護者支援施策の全体像              | P.4  |
| (3) 災害時要援護者支援施策の経緯               | P.5  |
| <b>2 災害時要援護者名簿の提供について</b>        |      |
| (1) 要援護者の把握の方法について               | P.6  |
| (2) 区の保有する要援護者名簿提供の手続きについて       | P.7  |
| (3) 要援護者名簿提供の具体的手順               | P.8  |
| <b>3 個人情報の取扱いについて</b>            | P.10 |
| <b>4 Q&amp;A</b>                 |      |
| (1) 取組の必要性について                   | P.12 |
| (2) 平時の取組について                    | P.12 |
| (3) 要援護者名簿について                   | P.14 |
| <b>5 地域の取組事例、相談事例</b>            |      |
| (1) 取組を進めている事例                   | P.15 |
| (2) 取組が困難で区に相談があった事例             | P.16 |
| <b>6 名簿の受領で必要となる様式集</b>          |      |
| (資料1) 南区災害時要援護者名簿交付申請書           | P.18 |
| (資料2) 要援護者情報の提供に関する協定            | P.19 |
| 情報管理者兼情報取扱者届(様式1)                | P.22 |
| 災害時要援護者支援情報取扱者証(様式3)             | P.23 |
| 個人情報の保管方法に関する届(様式4)              | P.24 |
| (資料3) 区から要援護者へ送付する通知             | P.25 |

## 災害時要援護者支援に関する参考情報・お問合せ先一覧

### 【南区の情報】

#### ○南区災害時要援護者支援ガイド

[https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/fukushi\\_kaigo/chiikifukushi/sai gai-shien/120018.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/sai gai-shien/120018.html)

#### ○福祉避難所について

[https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/fukushi\\_kaigo/chiikifukushi/sai gai-shien/20180219175707.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/sai gai-shien/20180219175707.html)

#### ○南区防災情報

[https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai\\_bohan/saigai/](https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai_bohan/saigai/)

#### ○災害時の避難場所（地域防災拠点等）

[https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai\\_bohan/saigai/hinanbasy o.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai_bohan/saigai/hinanbasy o.html)

#### ○防災に関する各種マップ（南区防災マップ、土砂災害・洪水・内水ハザードマップ）

[https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai\\_bohan/saigai/minamikub ousaimap.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai_bohan/saigai/minamikub ousaimap.html)

#### ○啓発冊子（みなみ防災ガイド等）

[https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai\\_bohan/saigai/keihatu.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai_bohan/saigai/keihatu.html)

#### ○南区における災害医療体制について

[https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai\\_bohan/saigai/120023.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai_bohan/saigai/120023.html)

#### ○各種補助制度

[https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai\\_bohan/saigai/map](https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai_bohan/saigai/map)

### 【横浜市の情報】

#### ○災害時要援護者支援ガイド

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yogoshien/>

#### ○共助による災害時要援護者支援の活動事例集

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yogoshien/saigai\\_r2zireisyuu.files/r2.ireisyuu.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yogoshien/saigai_r2zireisyuu.files/r2.ireisyuu.pdf)

### 【内閣府の情報】

#### ○内閣府防災情報ページ～避難行動要支援者の避難行動支援に関すること

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html>

### 【各担当課問い合わせ先一覧】

| お問い合わせ内容           | 担当課      | 問合せ先     |
|--------------------|----------|----------|
| 防災全般に関すること         | 総務課防災担当  | 341-1225 |
| 要援護者の見守り等の活動に関すること | 福祉保健課    | 341-1182 |
| 要援護者名簿に関すること       | 高齢・障害支援課 | 341-1136 |

# 1 災害時要援護者支援とは？

## (1) 災害時要援護者支援とは？

地域の中には、災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者の方が暮らしています。災害発生時における安否確認や、避難支援等の取組を行うためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害への備えを進めていくことが大切です。

さらに、自助共助を基本とした地域による自主的な見守り、支えあいの取組とともに、関係機関・団体等の連携、情報共有等が進んでいくように、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推進しています。

## (2) 災害時要援護者支援施策の全体像

※横浜市防災計画（震災対策編）より抜粋

| 担い手                                 | 役割   |
|-------------------------------------|--|
| 行政（市、区役所、地域ケアプラザ等）                  | <ol style="list-style-type: none"><li>1 地域防災拠点での生活が困難な要援護者のための特別避難場所の施設確保・災害発生時における開設</li><li>2 災害に備えた関係機関・団体等との連携強化</li><li>3 要援護者を地域で支える体制づくりの支援</li><li>4 希望する自主防災組織等への本市が保有する災害時要援護者名簿の提供<br/>※ 情報提供の根拠となる条例の整備と自治会等自主防災組織との協定締結等。</li></ol> |
| 地域（自治会等）                            | <ol style="list-style-type: none"><li>1 災害に備えた日頃からの要援護者との関係づくり、災害に備えた対応の検討、要援護者が参加する避難訓練の実施、要援護者の名簿づくり等</li><li>2 災害発生時における要援護者の安否確認、避難支援等<br/>※ 要援護者も日頃から自ら地域との関係づくりに努めることが、円滑な避難等につながります。</li></ol>  |
| 事業者（居宅介護事業者、福祉サービス事業者他要援護者に関わる事業者等） | <ol style="list-style-type: none"><li>1 利用者が災害に備えた準備をする際の支援<br/>日頃からの利用者と地域との関係づくり支援</li><li>2 災害発生時における利用者の安否確認、避難支援への協力等</li></ol>   |

※網掛けの部分が、地域と行政が連携して取組を進める必要のある、この資料で主に説明している部分です。

### (3) 災害時要援護者支援施策の経緯

| 市の動き   | 国の動き  |
|--|---|
| <p>平成9年 防災計画に特別避難場所を位置付ける</p> <p>平成10年2月 横浜市震災対策条例制定（13条に高齢者等に対する配慮等を規定）</p> <p>平成19年2月 「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」策定</p> <p>平成19年度 モデル区8区で名簿提供開始（南区を含む）</p> <p>平成21年度 18区に取組を拡大</p> <p>平成24年度 防災計画【震災対策編】見直し</p> <p>平成25年2月 横浜市震災対策条例改正</p> <p>平成26年3月 改正災害対策基本法にあわせ震災対策条例施行規則を改正</p> <p>平成26年7月 南区において災害対策基本法に基づく名簿提供開始</p> | <p>平成7年1月 阪神淡路大震災</p> <p>平成7年8月 地域防災計画の見直しについて通知（消防庁）<br/>→災害弱者への対応について地域防災計画に盛り込むよう通知</p> <p>平成16年7月 新潟・福島豪雨災害</p> <p>平成17年3月 災害時要援護者の避難支援ガイドライン策定（平成18年3月改訂）</p> <p>平成23年3月 東日本大震災</p> <p>平成24年10月～平成25年3月 災害時要援護者の避難支援に関する検討会</p> <p>平成25年6月 災害対策基本法改正<br/>→避難行動要支援者名簿の作成の義務付けと、自治会等への名簿の提供について規定</p> <p>平成25年8月 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針策定(ガイドラインの改定)</p> <p>平成26年4月 改正災害対策基本法施行</p> <p>平成29年5月 改正個人情報保護法施行<br/>→自治会が保有する個人情報法が対象に。</p> <p>令和3年5月 災害対策基本法改正・施行<br/>→個別避難計画作成の努力義務化</p> |

災害時要援護者支援については、平成16年7月の新潟・福島豪雨災害において多くの高齢者等が被災したことを受け、平成17年3月に策定された国のガイドラインに基づき、各市町村で名簿作成等の取組が始まり、横浜市においても平成19年2月より名簿作成の取組が始まりました。

その後、平成23年3月の東日本大震災において、高齢者や障害者が多数犠牲になったことを教訓に、より実効性のある避難支援を行うため、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、各市町村による名簿作成の義務と地域への名簿の提供等が規定されました。

さらに、令和元年の台風19号等の被害を受け、令和3年5月の法改正により各市町村による個別避難計画の作成等が努力義務化されました。



## 2 災害時要援護者名簿の提供について

### (1) 要援護者の把握の方法について

「災害時要援護者」とは、災害発生時に避難すること等への支援が必要な方をいい、一般的には、要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等があげられます。要援護者支援の取組は、要援護者を把握することから始まります。南区では、自治会町内会別の要援護者名簿を提供しています（情報共有方式）。また、地域で独自に要援護者を募ることも可能です（手上げ方式）。

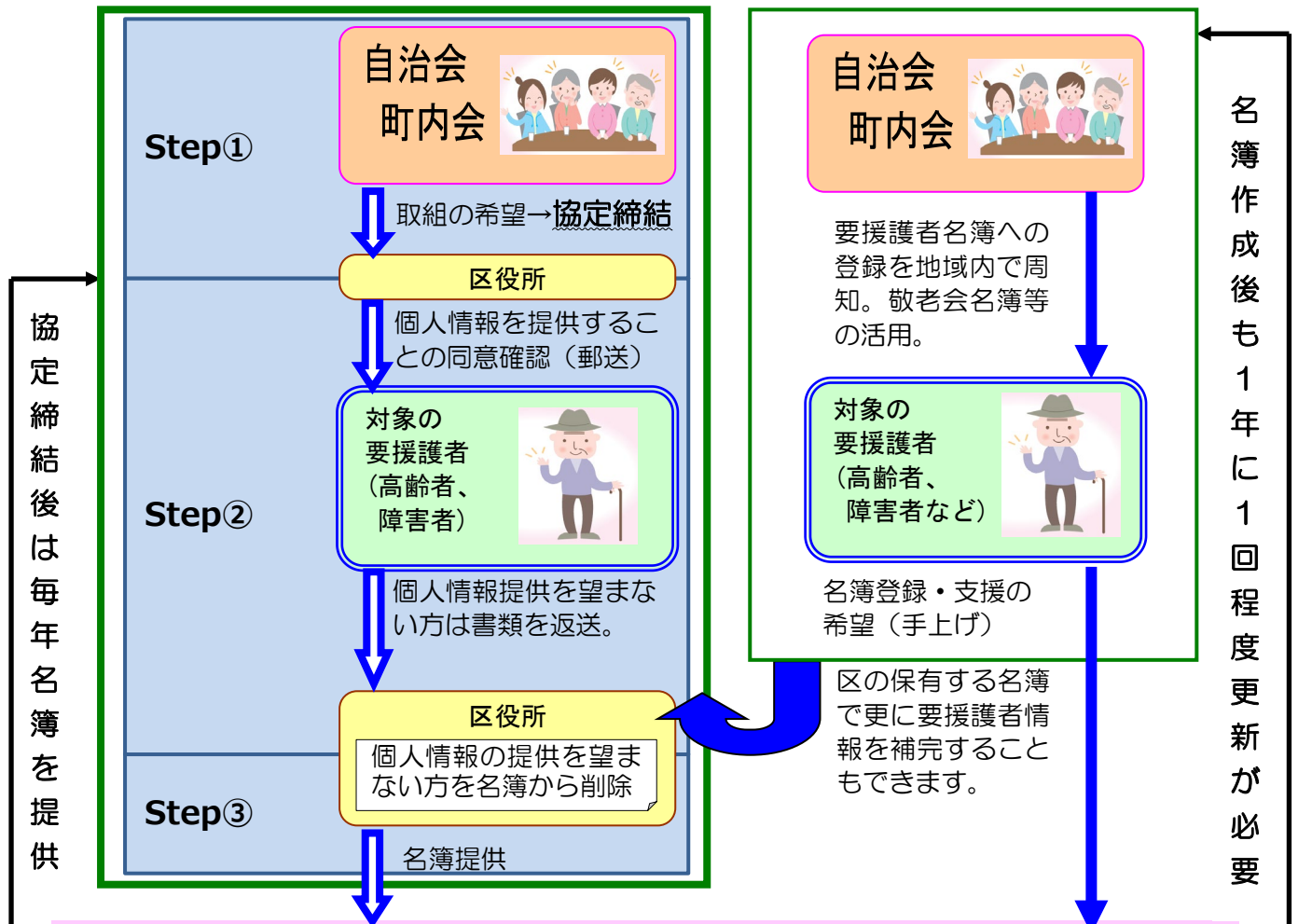
#### ①区の名簿を活用(情報共有方式)

区と地域で協定を締結した後、区から名簿にある要援護者の方に案内を送付し、ご自身の情報を地域へ知られたくない方を除き名簿を提供します。


 この資料でご説明する方法です。

#### ②地域で名簿作成(手上げ方式)

要援護者名簿への登録について地域で周知し、自ら登録を希望する方を募ることにより名簿を作成します。



#### 地域の取組

自治会 町内会 

災害発生時の安否確認、避難支援などにつながる取組の実施。

- ・マップの作成
- ・民生委員と協力した訪問や見守り活動
- ・マンション管理組合との情報共有
- ・行事への参加等、要援護者との関係づくり
- ・避難訓練
- ・災害発生時の対応検討など（できる範囲で）

## (2) 区の保有する要援護者名簿提供の手続きについて

### 区から提供する要援護者名簿の対象者

「災害時要援護者」とは、災害発生時に避難すること等への支援が必要な方をいい、一般的には、要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等があげられます。

横浜市では、このうち特に避難が困難だと考えられる次の方々の名簿を作成しています。

#### 横浜市の要援護者名簿の対象者

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
  - ア 要介護3以上の方
  - イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
  - ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方
- ④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

### 要援護者名簿提供までの流れ

**Step①** 協定を締結する（自治会町内会から区役所へ必要書類を提出する）

**Step②** 区役所から要援護者ご本人へ個人情報提供に関する同意確認をする

**Step③** 区役所から自治会町内会へ要援護者名簿を提供する

### 区役所にご提出いただくもの（協定新規締結時）

- 協定書（2部）（※P.19）
- 情報管理者届兼情報取扱者届（※P.22）  
（研修受講報告書、情報取扱者証交付申請書）
- 個人情報の保管方法に関する届兼変更届（※P.24）

ご不明点等ございましたら、お気軽にお問合せください



## (3) 要援護者名簿提供の具体的な手順

### Step① 協定を締結する（自治会町内会から区役所へ必要書類を提出する）

#### ① 地域で検討

まず、取組の主体となる関係者（自治会・町内会の役員等）で、区の名簿の受領と、名簿を活用した要援護者支援の取組について、検討してください。

名簿や要援護者支援の取組についてご質問等あれば、お気軽に区へご相談ください。

#### 「ご近助講座」のご案内

職員が地域にお邪魔して、防災や要援護者支援について御説明・意見交換を行う「ご近助講座」を年間を通じて開催しています。

【対象】自治会町内会の会合など

【開催時間】30分から1時間程度

（土日、夜間の開催も可能です）

【場所】町内会館等、ご指定の場所に伺います。

【申込】南区総務課防災担当（341-1225）



#### ② 申し込み

区の名簿の受領について合意が得られたら、「南区災害時要援護者名簿交付申請書」（P.16）をご提出ください。申請書は窓口でも郵送でもご提出いただけます。

申請書がお手元にない場合は、電話等口頭でも構いません。

#### ③ 区と協定を締結

名簿を受領するにあたり、個人情報取扱等に関する事を記載した「災害時要援護者情報の提供に関する協定」（P.19）を区と締結します。

また、協定に基づき、次の書類を合わせてご提出いただきます。

#### ●情報管理者届兼情報取扱者届（P.22）

情報管理者とは、名簿を管理する責任者の方で、通常は自治会町内会長になります。

情報取扱者とは、名簿を閲覧することのできる方で、要援護者支援の取組方法によって決めていただきます。

（例：①会長のみ ②役員（及び班長等）③役員と民生委員 ④役員と募集した支援者等）

#### ●個人情報の保管方法に関する届（P.24）

区から提供した名簿の保管場所について届出ていただきます。（例：①会館 ②会長宅等）



## Step② 区から要援護者ご本人へ個人情報提供に関する同意確認をする

区から要援護者名簿登載者へ、お住いの自治会町内会へ氏名等の個人情報を提供することに関して、同意確認を行うための文書を発送します。

通知には、主に次の内容を記載しています。

- 情報提供の目的、提供する情報、情報提供先
- 個人情報の取扱いについて
- 拒否の意思表示がない限り情報提供を行うこと
- 要援護者支援は、地域の自主的な助け合いにより避難支援等はできる範囲内で行うことをお願いするもので、責任を伴うものではないこと

自治会町内会にご自身の情報を知られたくない方は、名簿から氏名等の情報を削除する「削除依頼書」を返送いただきます。

## Step③ 区役所から自治会町内会へ要援護者名簿を提供する

### ① 名簿の取扱いと個人情報保護に関する研修の受講

情報管理者・情報取扱者になる方には、「個人情報の保護と活用に関する研修」を受講いただきます。ホームページ上の「南区災害時要援護者支援ガイド」に研修動画を掲載していますので、受講いただき、終了後、「研修受講報告書」(P.22)をご提出いただきます。

(南区災害時要援護者支援ガイド)

[https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/fukushi\\_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/120018.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/120018.html)

対面での研修をご希望の場合は、「ご近助講座」をお申込みください。

### ② 要援護者名簿の提供

区から、情報管理者の方へ名簿をお渡しします。

【名簿のイメージ】

| 氏名    | 住所        | 生年月日     | 性別 | 連絡先          | 介護 | 障害 | その他 |
|-------|-----------|----------|----|--------------|----|----|-----|
| 横浜 太郎 | 〇〇一丁目〇番〇号 | 昭和〇年〇月〇日 | 男  | 045-XXX-XXXX | ○  |    |     |
| 南 花子  | 〇〇町〇〇番    | 平成〇年〇月〇日 | 女  | 090-XXXX-    |    | ○  |     |

#### 【名簿の更新】

区の保有する名簿は、年1回更新します。名簿の用意ができたらかご連絡します。

「Step 2」以降の手続きにより、更新名簿を提供させていただきます。

(※再度協定を締結する必要はありません。)

## 3 個人情報の取扱いについて

### ◆個人情報とは？

- 特定の個人を識別することのできる情報（氏名・生年月日・住所・家族関係・職業等）のことです。
- 生年月日など、それだけでは特定の個人が識別されることはありませんが、氏名と組み合わせることで特定の個人を認識できれば個人情報にあたります。
- 写真映像なども個人情報になる場合があります。

### ◆自治会町内会と個人情報の関係は？

平成 29 年 5 月 30 日以降、自治会町内会を含むすべての事業者が個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められます。ただし、既に取得している個人情報については、新たに取得し直す必要はなく、情報を安全に管理していれば問題ありません。

### ◆個人情報を取り扱う上でのルールを理解しておきましょう

- 個人情報を取得するときは、使用目的を決めて本人に伝えること。
- 個人情報は決めた目的以外のことには使わない。
- 個人情報を第三者に渡すときは、本人の同意を得ること。
- 健康状態や障害などの「要配慮個人情報(※)」は、本人の同意を得て取得すること。
- 本人からの個人情報の開示や訂正等の請求には応じること。
- 取得した個人情報は安全に管理すること。
- 苦情の申出に対応すること。
- 第三者へ提供する場合や第三者から提供を受ける場合、その記録を残し、保存すること。
- 不正な利益を図る目的で個人情報を提供・盗用しないこと。

(※) 個人情報のうち、「人種、信条、病歴、犯罪の履歴、犯罪により害を被った事実、障害、健康診断・検査の結果、医師等からの指導・診療・調剤が行われたこと、刑事事件・少年の保護事件に関する情報等」のこと。

### ◆個人情報提供の考え方

- 特定した目的の範囲内で第三者へ情報提供することを、あらかじめ説明し、同意を得ている場合は、その都度同意を得なくても、第三者へ情報を提供することができます。
- しかし、本人から提供しないでほしいと申し入れがあった場合は、提供できません。  
※ 本人の生命・身体に危険がある等の緊急時は、同意を得ずに、第三者へ情報を提供することができます。

#### 【参考】・個人情報保護について（個人情報保護委員会ホームページ）

<https://www.ppc.go.jp/>

- 自治会町内会における個人情報の取扱いについて（横浜市市民局）  
（自治会町内会向け個人情報取扱い手引、Q&A 集）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/20170315123439.html>

## ◆区から提供する要援護者名簿の取扱いについて

### ◎法令に基づく協定の締結

- ・災害時要援護者名簿に関しては次のような法令により、個人情報の取り扱いが定められています。

○災害対策基本法

○横浜市震災対策条例

- ・名簿の提供にあたっては、上記の法令に基づき、個人情報の取扱いに関する協定を区と自治会町内会で締結します。

### ◎区と締結した協定における取扱い

- ・情報提供は紙に印刷した書類で行います。(5条)
- ・名簿の保管方法等を定め、区に届け出ます。(9条の2)
- ・情報管理者・情報取扱者を定め、区に届け出ます。情報管理者、情報取扱者以外は名簿を閲覧できません。(6条)
- ・複写もしくは第三者に提供する場合は、区の許可が必要です。(6条)
- ・原則として電子データ化はできません。(9条の3)
- ・情報管理者、情報取扱者は、個人情報の取り扱いに関する研修を受けます。研修を実施したら、研修受講報告書を提出します。(7条)
- ・漏えい等が起きたときは、速やかに区に報告します。(10条)

### ◎訪問したときの注意点

- ・取組の趣旨、個人情報の保管方法を説明し、理解してもらう。
- ・支援に必要な最小限の情報収集になるように注意する。

### ◎名簿が見当たらない・・・

- ・身の周りを確認するとともに、すぐに区役所に連絡してください。

## 4 Q&A

### (1) 取組の必要性について

#### ①なぜ地域で取組む必要があるのか。行政の責任ではないのか

今までの災害の例を見ても、行政の活動が本格的に開始されるには発災後3日間は必要となっており、その間、行政は活動の開始に向けた準備や状況把握に追われ十分な救助活動を行うことはできません。実際被災した多くの人は、家族や近所の人に助けられています。

発災直後の要援護者の支援には、地域の皆様の協力が欠かせません。迅速な安否確認、避難を進めるために、できる範囲で、日頃からの顔の見える関係づくりを進めていただくよう、お願いします。

#### ② 本当に災害が起きたときは、行政の情報（名簿）で安否確認をするのではないのか

行政の名簿は、本資料7ページにある基準に基づいて作成されており、病弱者、子ども、妊産婦等は含まれていません。

このため、区の名簿と併せて、地域独自での要援護者の把握や、向こう三軒両隣の顔の見える関係づくり等を進めていただき、支援が必要な方を把握しておくことが望ましいと考えております。

#### ③ 本当に災害が起きたときに、誰が助けに行くのか責任がもてない

災害が発生した場合には、助けに行く役員が被災する場合もあり、様々な状況を想定しておく必要があります。

日頃からの隣近所同士の顔の見える関係づくりを進めることで、そのとき動ける人が互いに助け合えるようにすることが大切です。

なお、区から情報提供する要援護者の方には、災害時に必ず助けがくることを約束するものではない旨を説明していますので、できる範囲での対応をお願いします。

### (2) 平時の取組について

#### ④具体的に地域は何をすればよいのか

それぞれの地域の実情に応じて、災害に備えた日頃からの取組が行われることが大切です。具体的には、要援護者への訪問、マップ作り、要援護者への日頃の声掛けや見守りを通じた関係づくり、災害発生時の対策の検討や、要援護者も参加した避難訓練の実施等が考えられます。

取組が困難な場合は、名簿を受領し役員等の間で要援護者を把握しておくだけでもいざという時に役立つ可能性があります。

南区では、こうした活動を支援するため、要援護者の居場所を記したマップを提供しているほか、要援護者宅への訪問の際にお渡しすることを想定した防災用品の提供

を行っています（防災用品は、取組の実情に応じて要援護者に渡すのではなく、地域の防災に役立てていただいても構いません）。

地域の実情に応じて、できる範囲で取組を進めてください。

#### **⑤民生委員などが見守りを行っているので、あえて行う必要はないのではないか**

民生委員は、地域の主に一人暮らし高齢者に関する情報を持っています。一方、災害時要援護者は、それに加えて、介護が必要な高齢者世帯や、障害のある方なども含まれています。また、民生委員の情報を本人の同意なしに他に提供することはできませんが、区から提供する要援護者の情報は、あらかじめご本人の同意があるため、地域の支援者の皆様に共有することが出来ます。自治会等の役員の方と民生委員の方で要援護者の情報を共有して役割分担するなど、地域の状況に応じて協力して取組を進めていただくようお願いします。

災害時要援護者支援は自治会町内会を中心とした取組をお願いしていますが、一人暮らし高齢者等の見守りを行っている民生委員の方と協力して取り組んでいただくのが望ましいと考えています。民生委員の皆様には、今後も区から民生委員児童委員連絡協議会等の場を通じて取組への協力を依頼まいります。

#### **⑥役員が毎年替わるなど支援者が集められず、取組が進まない**

まずは、地域で課題を共有し、共通認識を持つ仲間を増やす取組から始めることが考えられます。自治会町内会のほか、民生委員、保健活動推進員、友愛活動員、老人クラブ等とも協力し、自治会町内会だけに負担が集中しないようにすることが取組を継続することにもつながります。地域によっては、一般の方のボランティアを募り、近所の要援護者の見守りを行っているところもあります。

それぞれの地域の実情に応じて、できる範囲で取組を検討してください。

取組が困難な場合は、名簿を受領し役員等の間で要援護者を把握しておくだけでも、いざという時に役立つ可能性があります。

なお、区役所では、職員が地域にお伺いし、防災や要援護者支援についてご説明するとともに、地域の方と意見交換を行う「ご近助講座」を、年間を通じて開催しています。地域の中で取組への理解を深め、支援者を増やしていくためのきっかけとして是非ご活用ください。

#### **⑦マンションの住民等、自治会町内会未加入者への対応ができない**

区から提供する要援護者名簿には、自治会未加入の方の情報も含まれます。

自治会加入未加入を問わず支援は必要であると考えており、定期的な訪問等は困難でも、避難訓練への参加等できる範囲で対応していただきたいと考えています。

近年は新しいマンション等において、自治会活動に積極的に関わらないケースが聞かれます。こうした場合は、管理組合と要援護者情報を共有し、マンション内の取組を依頼するなどの連携も考えられます。

要援護者支援の取組をきっかけに、自治会町内会に加入した事例もあります。

区としても、この取組を通じて自治会町内会への加入促進に努めてまいります。



### (3) 要援護者名簿について

#### ⑧必ず区から要援護者名簿の提供を受けなくてはならないのか

区の名簿を活用する場合は、要援護者の個人情報の収集の際に必要なご本人への同意確認を区役所が行うなど、地域で情報を収集する方式（手上げ方式）に比べ負担が軽減されます。是非、区の名簿の活用をご検討ください。

#### ⑨既に老人会などの名簿があるので、あえて区の名簿は必要ないのではないのか

老人会の名簿にある方が全て要援護者とは限りませんが、既存の名簿がある場合は、その名簿を元に同意を得る作業を行うことで、要援護者支援に活用することは可能です。また、老人会などの名簿を新たに作る際に、要援護者名簿としても活用する旨の同意をあらかじめ取ることも一つの方法と考えます。

ただし災害時要援護者は、高齢者だけでなく障害のある方なども含まれます。そのため、是非、区の名簿の活用もご検討ください。

#### ⑩名簿があっても個人情報の問題があって情報共有ができないのではないのか

災害時要援護者名簿は、名簿を提供する際にあらかじめ本人の同意をとっているため、地域の支援者の皆様に共有することができます。

共有する範囲に制限はなく、取組の仕方によって、例えば①会長のみ ②役員全員 ③登録された支援者全員等、範囲を決めて情報を共有することが可能です。ただし、情報を共有する人について、あらかじめ個人情報に関する研修を行い、区に届出いただく必要があります。

なお、要援護者ごとにあらかじめ担当者を決めておくなどにより、一部の情報のみを共有することも可能ですが、個人情報の取扱いについては、十分注意いただくようお願いします。

また、訪問等で要援護者ご本人に別途同意を得られた場合は、区に届出する必要なくその範囲で共有することができます。

なお、要援護者から聞き取った情報を追加したり、独自で把握された要援護者を追加する場合等、名簿をデータ化する必要がある場合は、区へご相談ください。

#### ⑪名簿は定期的に提供されるのか。協定は受取る度に締結する必要があるのか

日頃からの関係づくりのためには、継続的な取組が不可欠です。また、区の把握している要援護者は1年で3割程度が変更になっており、定期的に名簿を更新していただく必要があります。区役所では、協定を締結した地域に、1年に1回要援護者名簿を提供させていただきます。なお、協定の締結は最初の1回のみです。

#### ⑫要援護者を確認したところ、既に転居していた、区には連絡する必要はあるのか？

名簿は年1回の作成時点の情報であるため、作成日以降に転居や施設入所など、状況が変化することがあります。区では、転居届などの情報により、随時、情報を更新しているため、区にご連絡いただく必要はありません。

## 5 地域の取組事例

区役所の名簿を受領したけれど、何から始めればよいか分からない。役員を中心にできる範囲で活動してきたが、今後どのように取組を進めていくか悩んでいる。そんな自治会町内会の皆様へ、取組の参考となるような事例をご紹介します。

### ① 支援者の募集

#### ● 役員だけでなく「婦人部」や「こども部」の若い父母さんも活動へ参加

要援護者数が多く、自治会役員だけでは支援が難しいため、役員や婦人部を中心に、要援護者のご近所の方や「こども部」の若い父母さんにも活動の輪に入ってもらっています。年4回の要援護者の全戸訪問や敬老祝いの調査等を通じて、名簿の更新を行うとともに、区の名簿も活用し、地域と行政で情報共有を進めています。(A 町内会)

#### ● 向こう三軒両隣の安否をお互いに確認する「声かけボランティア」を募集

戸建て住宅中心の地域で、道を挟んだ向こう三軒両隣をブロックとして、要援護者も含めた安否確認や避難状況の把握などをお願いする「声かけボランティア」を募集。ボランティアとしての行動モデルや声かけの範囲を明確にしたり、活動のためのグッズを用意するなど不安や負担を軽減したことで、100人を超えるボランティアが登録しています。(S自治会)

#### ● 役員を中心に支援者を募り、「ご近助講座」を活用し疑問点を解消

29年度に区の名簿を受領し、自治会役員を中心にこれから要援護者支援を進めていこうと考えています。個人情報取り扱いの際の注意点や他の町内会の取組事例など「ご近助講座」を活用し、疑問点を解消しました。(B 町内会)

### ② 区の名簿の受領

#### ● 自治会役員は毎年交代するが、引継ぎを確実にし、継続して区の名簿を受領

単一マンションのみで自治会を構成しています。毎年会長が交代するため、平常時の活動は行っていないが、引継ぎを確実にし、23年度から毎年区の名簿を受領しています。(C 自治会)

#### ● 外国人居住者や賃貸マンションの多い地域での区の名簿を受領

外国人居住者が多く、賃貸マンションの比率が高く、民生委員の活動等も含め取組が困難な地域。現状具体的な活動は行われていません。しかし、いざという時に備えて、要援護者の把握だけは必要と考え、区の名簿の活用について検討をされています。(D 自治会)

### ③ 区の名簿受領後の地域での見守り活動等

#### ● 要援護者を訪問し、独自の情報を聞き取り名簿の内容を充実させています

区の名簿は氏名・住所など最小限の情報しか載っていないため、要援護者宅を訪問した際に、緊急連絡先や契約中の介護事業所の情報を聞き取り、名簿の内容を充実させています。(E 町内会)

## ● 「向こう三軒両隣」の関係づくりが重要！！

24年に推進委員会を立ち上げ、これまで40回近く委員会を開催しています。訪問活動を通じて「向こう三軒両隣」の関係づくりが重要と考え、支援者と要援護者による懇親会等も開催しました。支援者には担当の要援護者の情報だけお伝えし、名簿全体を閲覧する「情報取扱者」は推進委員だけの最小限の人数にしています。支援者の高齢化が課題となっています。（F自治会）

## ● 要援護者にお声かけして「いっとき避難場所サロン」を開催



町内会、民生委員、老人会等からなる要援護者支援委員会を1～2か月に1回開催し、情報を共有し、見守りの方法等を相談しています。福祉施設や小中学校と連携した要援護者が参加した防災訓練や、いっとき避難場所である町内会館で「いっとき避難場所サロン」を開催しています。

（G自治会）

## ● 玄関に黄色旗を掲げて周囲に安否を知らせています。

・大規模な災害が発生した場合、家族全員の無事を知らせる黄色いリボンを玄関などに掲示しています。（H自治会）



## ● ラジオ体操で要援護者にならないようにしています。

・要援護者の増加を防ぐため、老人会にかなり動ける人がおり、ラジオ体操に誘って体力や気力の維持に努めている。終了後の情報交換も楽しみとなっている。

（I自治会）



## ● その他の取組

・以前、個別訪問を行いトラブルがあったため、各地区長さんに、普段からさりげない見守り、災害時、安否確認をお願いしている。

各班の情報取扱者を中心に、日頃は見守りをし、連携を密にして努力している。

（J自治会）

・敬老の日のお祝い品を配る際に、安否確認を行っている。（K自治会）



## 6 名簿作成・提供で必要となる様式集

| 資料番号  | 資料の名称  | ページ |
|-------|--|-----|
| 参考資料1 | 南区災害時要援護者名簿交付申請書                                     | 18  |
| 参考資料2 | 区と自主防災組織が締結する要援護者情報の提供に関する協定                         | 19  |
|       | 情報管理者届兼情報取扱者届（新規・変更）《第1号様式》<br>（研修受講報告書、情報取扱者証交付申請書） | 22  |
|       | 災害時要援護者支援情報取扱者証《第3号様式》                               | 23  |
|       | 個人情報の保管方法に関する届兼変更届《第4号様式》                            | 24  |
| 参考資料3 | 区から要援護者へ送付する通知                                       | 25  |

南区災害時要援護者名簿交付申請書

(申請先) 横浜市南区長

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

※ 自署であれば捺印は不要です。

TEL・FAX \_\_\_\_\_

当該団体において災害時要援護者支援の取組について検討し、区の保有する災害時要援護者名簿の交付を申請します。

※申請者と異なる場合のみ御記入をお願いします。

|       |      |             |     |  |
|-------|------|-------------|-----|--|
| 連絡担当者 | ふりがな |             |     |  |
|       | 氏名   |             |     |  |
|       | 住所   | 〒232-<br>南区 |     |  |
|       | TEL  |             | FAX |  |



## 区と自主防災組織が締結する要援護者情報の提供に関する協定

◇◇区(以下、「区」という。)と◇◇区△△地区○○○○会(以下、「自主防災組織」という。)とは、横浜市震災対策条例(以下、「条例」という。)第12条第2項から第4項の規定による災害時要援護者(以下、「要援護者」という。)の個人情報を提供することについて、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、区が自主防災組織に要援護者の個人情報を提供するにあたり、条例施行規則第7条に規定する必要な事項を定めるものとする。

### (自主防災組織における組織決定)

第2条 自主防災組織は、自らが構成する地域内の要援護者を災害時に支援するため、条例第12条第1項に規定する平素から支え合いの取組を行うことを、あらかじめ組織決定しているものとする。

### (取組を行う区域)

第3条 自主防災組織が、取組の対象とする地域の範囲は、別表に示す区域とする。

### (提供する個人情報の内容)

第4条 区から自主防災組織に提供する個人情報は、条例施行規則第4条に定める要援護者のうち、別表の区域内に居住する者の個人情報とする。ただし、自主防災組織に対する個人情報を提供することについて本人(本人の意思表示が困難な場合には、その家族。以下、同じ。)が拒否をした場合は、この限りでない。

2 区から自主防災組織に提供する個人情報は、条例施行規則第5条に定める項目とする。

### (個人情報の提供)

第5条 区から自主防災組織に提供する個人情報は、紙に印字された文書の形式で提供する。

2 区は、この協定が締結されている間、年1回、自主防災組織に対して情報を提供する。なお、前回に提供した名簿(情報)を区に返却し、新しい名簿(情報)を提供するものとする。

### (個人情報の利用及び閲覧の制限)

第6条 自主防災組織は、区から提供された個人情報を、要援護者支援の取組以外の目的に利用してはならない。また、区の許可を得ずに、これを複写もしくは第三者に提供してはならない。

2 自主防災組織は、条例施行規則第7条第2項の規定より、区から提供された個人情報を管理する者(以下、「情報管理者」という。)及び個人情報を取り扱う者(以下、「情報取扱者」という。)を、第1号様式により区長に届け出なければならない。また、情報管理者、情報取扱者に変更が生じたときには、速やかに第1号様式により区長に届け出なければならない。

### (情報管理者及び情報取扱者の守秘義務に係る誓約及び研修の実施)

第7条 情報管理者及び情報取扱者には、災害対策基本法第49条の13に規定する秘密保持義務が生じ、正当な理由がなく、取組を行う中で要援護者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、情報管理者及び情報取扱者でなくなった者についても、同様とする。

2 自主防災組織は、条例施行規則第9条に定める研修について、情報管理者及び情報取扱者全員に対し、区の協力を得て年1回以上、個人情報保護に関する研修を実施し、第1号様式により報告しなければならない。

### (情報取扱者証の取扱)

第8条 情報管理者及び情報取扱者が、平時における見守り活動等災害時要援護者支援の取組を円滑に実施するため、災害時要援護者支援情報取扱者証(以下、「情報取扱者証」という。)を交付する。

2 所属する情報取扱者の情報取扱者証の交付を受けようとする自主防災組織は、区長に対し、第1号様式を提出しなければならない。また、再交付を希望する場合も同様とする。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、情報取扱者証を交付することが適当と認められた場合は、第2号様式及び第3号様式を交付する。

4 情報取扱者及び自主防災組織は、情報取扱者証を災害時要援護者支援事業の目的に限って使用し、目的外に使用してはならない。また、他人に譲渡・貸与してはならない。

5 情報取扱者が情報取扱者活動を辞めた場合、情報取扱者証は失効する。

6 情報取扱者は、関係者の要求又は活動に必要があるときは、情報取扱者証を提示しなければならない。

7 災害時要援護者支援推進員証を既に交付されている災害時要援護者支援推進員について、この協定締結日から災害時要援護者支援情報取扱者と読み替えることができる。

### (個人情報の保管方法の届出及び返却)

第9条 自主防災組織は、区から提供された個人情報の保管について、その漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんがないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 自主防災組織は、区から要援護者情報の提供を受ける以前に、保管方法等について別に定め、第4号様式により区長に届け出るものとする。また、届出内容に変更が生じたときには、第4号様式により速やかに区長に届け出るものとする。

3 個人情報の漏えい等を防止するため、自主防災組織は、区から提供された文書の内容を、原則としてパーソナルコンピューター等により電子データ化してはならない。ただし、自主防災組織において情報更新や検索等の必要がある場合には、あらかじめ区と協議する。

4 自主防災組織は、区から提供された個人情報について、自主防災組織が取り組む要援護者支援の取組の進行状況により、保持の必要がなくなったときには、速やかに区に対し情報を返却するものとする。

5 自主防災組織は、区から、個人情報の保管状況について確認したい旨の通知があった場合には、これに協力しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 10 条 自主防災組織は、条例施行規則第 10 条の規定により、区から提供された個人情報について、その漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんが生じ、又はその恐れがあることを知ったときは、速やかに区長に報告し、指示に従うものとする。

(協定を解除する事由その他)

第 11 条 区は、自主防災組織に提供した個人情報について、明らかに自主防災組織の責に帰すべき理由による漏えい等があったときには、この協定を解除することができる。

2 その他、この協定に定めのないこと、あるいは協定内容に疑義等が生じた場合には、自主防災組織と区が協議して定める。

令和 年 月 日

自主防災組織 ◇◇区△△地区○○○○会  
代表者氏名

印

横浜市南区長

印

(別表)

自主防災組織が、取組の対象とする地域の範囲は、次の区域とする。

◇◇区△△町○～○  
△△東○丁目○～○  
○丁目○～○

第1号様式

## 情報管理者及び情報取扱者届（新規・変更） （研修受講報告書、情報取扱者証交付申請書）

令和 年 月 日

南区長

所在地

団体名

代表者氏名

㊟

横浜市震災対策条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 氏名 | 住所 | 備考(役職等) | 研修日   | 情報取扱者証<br>(希望の場合○) |
|----|----|---------|-------|--------------------|
|    |    | (情報管理者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |
|    |    | (情報取扱者) | 年 月 日 |                    |

※ 情報管理者は原則1名です。

※ 情報管理者又は情報取扱者を変更する場合、改めて全ての対象者を届け出るか、上段に変更となる情報管理者又は情報取扱者を記入し、取り消し線で抹消の上、下段に新情報管理者又は情報取扱者を記入してください。

第3号様式


(表)

|   |   |
|---|---|
|  | 第 _____ 号   |
|   | <b>南区災害時要援護者支援情報取扱者証</b>  |
|  | <br><b>《情報取扱者氏名》</b> |
|   | 自治会町内会名<br><br>令和 年 月 日<br>横浜市南区長 印   |

約7cm

約10cm

(裏)

|   |  |
|---|--|
| 注 意   |  |
| 1 活動で知り得た個人情報等については厳重に管理し、他者はもちろん家族に漏らしたり、また目的外に使用することのないよう、その保護に努めてください。           |  |
| 2 氏名を変更し、若しくは本証を汚損又は紛失したときは、所属団体の長を経由し南区長に届け出てください。                                 |  |
| 3 本証を改ざん若しくは他人に貸与又は譲渡してはなりません。  |  |
| 4 情報取扱者でなくなったときは、直ちに本証を返還してください。  |  |
|  | 連絡先 横浜市南区役所高齢・障害支援課<br>〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33<br>電話(045)341-1136 |

約7cm

約10cm



## 個人情報の保管方法に関する届兼変更届

令和 年 月 日

南区長

所在地

団体名

代表者氏名

㊟

要援護者情報の提供に関する協定第9条第2項の規定により、個人情報の保管方法について、次のとおり届け出ます。

(個人情報の保管場所)

- 1 個人情報の保管場所は、( )とし、施錠できる書庫等に保管する。
- 2 書庫等の鍵は、情報管理者(と( ))が管理する。

(個人情報の閲覧)

個人情報を閲覧する際は、原則として、情報管理者が立ち会うものとし、個人情報は、保管場所から持ち出さないものとする。

※ 以降は、必要に応じて、追加、変更をしてください。

## 災害時要援護者名簿への登録について

日頃から横浜市南区政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

地震などの災害発生時に、高齢者や障害者などの自力避難が困難な方々（災害時要援護者）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくり、地域での支えあいが重要です。

地域と要援護者との日頃からの関係づくりの取組を進めるために、〇〇地区と協定を締結し、区役所が保有する情報を基にした災害時要援護者名簿を提供することになりました。

つきましては、災害時要援護者名簿への登録、〇〇の役員の訪問等にご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、災害時要援護者名簿から削除することを希望される場合は、同封の削除依頼書をご返送ください。

令和 年 月

南区長 ×× ××

### ■提供される情報（災害時要援護者名簿に載せる情報）

- ①氏名 ②住所又は居所 ③生年月日 ④性別 ⑤電話番号その他連絡先  
⑥避難支援等を必要とする事由（介護、障害） ⑦緊急連絡先

### 【名簿のイメージ】

| 氏名   | 住所   | 生年月日       | 性別 | 連絡先      | 介護 | 障害 | その他 |
|------|------|------------|----|----------|----|----|-----|
| 横浜太郎 | 南区〇〇 | 19XX/01/01 | 男  | 045-XXXX | ○  |    |     |
| 港 花子 | 南区〇〇 | 19XX/01/01 | 男  | 045-XXXX |    | ○  |     |

### ■情報提供先

〇〇、△△（※情報提供にあたって、区と〇〇は協定を締結しています。）

### ■削除依頼書返送期限

令和 年 月 日

※災害時要援護者名簿からの削除を依頼される場合のみご提出ください。

### ■個人情報の取扱い

- ・名簿に登録された方には、〇〇の役員が訪問させていただくことがあります。
- ・提供した個人情報に関しては、秘密保持を徹底します。災害に備えた日頃からの関係づくりのための活動にのみ使用するものとし、本人の同意なく目的以外のことに使用いたしません
- ・ご不明な点がございましたら、区役所へお問合せください。

### <問合せ・ご相談>

南区福祉保健センター 高齢・障害支援課 高齢・障害係  
住所 横浜市南区 町〇-〇  
電話 〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇〇

裏面あり

## ■ご了承いただきたいこと

- この取組は、地域の共助の取組によるもので、災害時に備えた日頃の関係づくりを目指すものです。災害時要援護者名簿に登録することで、災害時に必ず助けがくるという制度ではありません。

ご自身でも災害に備えて、

- 必要な物資の少なくとも3日分の備蓄
- 災害時の避難先、緊急連絡先の確認
- 防災訓練への参加

などの取組をしておくことが大切です。

また、地域の方々と顔の見える関係を築いておくことも災害時には大きな力となります。

### 【今回お知らせをお送りしている方】

〇〇地区のエリアに住民登録している、ご自宅で生活している方で、次の条件のいずれかに該当する方

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
  - ア 要介護3以上の方
  - イ 一人暮らし高齢者、  
または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
  - ウ 認知症のある方
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている  
身体障害者、知的障害者、難病患者
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、  
身体障害者手帳1～3級の方
- ④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

※平成 年 月 日現在の状況に基づきお送りしていますので、現在の状況と違う場合がありますので、ご了承ください。